

総務政策常任委員会資料

令和3年9月16日～21日

総 務 部

目 次

1 予算議案

- (1) 令和3年度9月補正予算案の概要 1
- (2) 総務部の令和3年度9月補正予算案
 - 総務部歳出予算課別集計表 5
 - 繰越明許費補正（追加） 6

2 特別議案

- (1) 議案第6号
 - 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 7
- (2) 議案第7号
 - 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 8
- (3) 議案第13号
 - 財産の処分について 9

3 その他報告事項

- (1) 令和2年度内部統制評価報告書について 10
- (2) 宮崎県東京ビルの再整備事業について 20
- (3) F-35Bの航空自衛隊新田原基地への配備について 22

(別添資料)

- 宮崎県東京ビル再整備事業 募集要項（案）概要版
- 宮崎県東京ビル再整備事業 要求水準書（案）概要版

令和3年度9月補正予算案の概要

1 議案第1号 令和3年度一般会計補正予算（第13号）の概要

新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	1 1 5 億 2, 2 0 5 万 8 千 円
---------	--------------------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金	2 億 7, 2 3 1 万 9 千 円
-----------	----------------------

財 産 収 入	6, 5 9 6 万 5 千 円
---------	------------------

繰 入 金	1 億 8, 7 5 0 万 円
-------	------------------

繰 越 金	1 0 3 億 8, 5 4 7 万 円
-------	----------------------

諸 収 入	6 億 1, 0 8 0 万 4 千 円
-------	----------------------

です。

2 議案第26号 令和3年度一般会計補正予算（第14号）の概要

国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い、必要となる経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	5 0 億 1, 8 2 3 万 円
---------	--------------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金	4 9 億 9, 6 1 2 万 4 千 円
-----------	------------------------

繰 入 金	2, 2 1 0 万 6 千 円
-------	------------------

です。

これらの結果、一般会計の予算の規模は、6, 7 9 2 億 5, 3 9 6 万 4 千 円 となります。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今 回 補 正 額			計
		議案第1号	うち新型コロナ 対策に係るもの	議案第26号 〔新型コロナ対策 に係るもの〕	
総 務 費	32,865,358	7,550,998	0	0	40,416,356
民 生 費	98,940,908	167,378	0	0	99,108,286
衛 生 費	57,385,327	3,612,492	879,433	4,238,963	65,236,782
農林水産業費	56,107,651	191,190	0	0	56,298,841
商 工 費	58,670,985	0	0	779,267	59,450,252
一般会計合計	662,713,676	11,522,058	879,433	5,018,230	679,253,964

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総括

(単位：千円、%)

款 別	令 和 3 年 度					令 和 2 年 度	
	補正前の額	9 月				9 月 現 計	
		議案第1号	議案第26号	補 正 後	構 成 比	予 算 額	構 成 比
自 主 財 源	244,288,244	11,249,739	22,106	255,560,089	37.6	270,203,577	39.0
県 税	95,480,000	0	0	95,480,000	14.1	99,080,000	14.3
地 方 消 費 税 金	50,399,518	0	0	50,399,518	7.4	49,652,503	7.2
分 担 金 及 び 金 担	2,065,905	0	0	2,065,905	0.3	4,615,890	0.7
使 用 料 及 び 手 数 料	9,939,141	0	0	9,939,141	1.5	10,024,139	1.4
財 産 収 入	867,918	65,965	0	933,883	0.1	899,688	0.1
寄 附 金	220,197	0	0	220,197	0.0	99,246	0.0
繰 入 金	31,857,858	187,500	22,106	32,067,464	4.7	36,345,996	5.2
繰 越 金	0	10,385,470	0	10,385,470	1.5	7,622,695	1.1
諸 収 入	53,457,707	610,804	0	54,068,511	8.0	61,863,420	8.9
依 存 財 源	418,425,432	272,319	4,996,124	423,693,875	62.4	422,816,052	61.0
地 方 譲 与 税	13,019,000	0	0	13,019,000	1.9	20,450,000	3.0
地 方 特 例 交 付 金	596,000	0	0	596,000	0.1	553,000	0.1
地 方 交 付 税	188,206,000	0	0	188,206,000	27.7	184,467,000	26.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	419,000	0	0	419,000	0.1	433,000	0.1
国 庫 支 出 金	147,337,232	272,319	4,996,124	152,605,675	22.5	146,115,852	21.1
県 債	68,848,200	0	0	68,848,200	10.1	70,797,200	10.2
歳 入 合 計	662,713,676	11,522,058	5,018,230	679,253,964	100.0	693,019,629	100.0

(注) 構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	9月補正		補正後	説 明
		議案第1号	議案第26号		
財 産 収 入	867,918	65,965	0	933,883	【議案第1号】 ◎財産売払収入 65,965 ○不動産売払収入 65,965 ・土地建物売払代金
繰 入 金	31,857,858	187,500	22,106	32,067,464	【議案第1号】 ◎基金繰入金 187,500 ○地域医療介護総合確保基金繰入金 187,500 【議案第26号】 ◎基金繰入金 22,106 ○財政調整積立金繰入金 22,106
繰 越 金	0	10,385,470	0	10,385,470	【議案第1号】 ◎繰越金 10,385,470 ○繰越金 10,385,470
諸 収 入	53,457,707	610,804	0	54,068,511	【議案第1号】 ◎雑入 610,804 ○雑入 610,804 ・産地パワーアップ事業補助金
国 庫 支 出 金	147,337,232	272,319	4,996,124	152,605,675	【議案第1号】 ◎国庫補助金 272,319 ○総務費国庫補助金 ▲ 90,635 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ○衛生費国庫補助金 782,568 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 ○農林水産業費国庫補助金 ▲ 419,614 ・病害虫防除組織整備促進費 ・産地パワーアップ事業推進費補助金 【議案第26号】 ◎国庫負担金 8,105 ○衛生費国庫負担金 8,105 ・急性伝染病予防費 ◎国庫補助金 4,988,019 ○総務費国庫補助金 4,574,023 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ○衛生費国庫補助金 413,996 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
【 合 計 】	662,713,676	11,522,058	5,018,230	679,253,964	

令和3年度 9月補正予算案

○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号、議案第26号)

(一般会計)

(単位:千円)

会計名	課名	令和3年度				令和2年度		
		補正前の額	補正額			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			議案第1号	議案第26号	計			
一般会計	総務課	313,215	0	0	0	313,215	305,180	293,863
	人事課	5,042,408	0	0	0	5,042,408	4,917,214	5,125,121
	財政課	83,664,387	7,550,998	0	7,550,998	91,215,385	83,899,589	113,292,824
	財産総合管理課	1,966,935	0	0	0	1,966,935	3,587,684	3,254,789
	税務課	54,333,460	0	0	0	54,333,460	51,204,899	51,095,307
	市町村課	2,294,883	0	0	0	2,294,883	1,377,845	1,296,772
	総務事務センター	710,839	0	0	0	710,839	757,632	749,664
	危機管理課	730,015	0	0	0	730,015	676,653	657,685
	消防保安課	1,143,645	0	0	0	1,143,645	1,326,894	1,295,761
	計	150,199,787	7,550,998	0	7,550,998	157,750,785	148,053,590	177,061,786

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	84,382,858	0	0	0	84,382,858	104,129,970	103,166,943
------	-----	------------	---	---	---	------------	-------------	-------------

(一般会計+特別会計)

総務部	合計	234,582,645	7,550,998	0	7,550,998	242,133,643	252,183,560	280,228,729
-----	----	-------------	-----------	---	-----------	-------------	-------------	-------------

○ 繰越明許費補正

(議案第 1 号関係)

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総務管理費	庁舎公舎等保全事業	千円 26,000
総 務 費	総務管理費	電気機械管理事業	54,000

《令和 3 年 9 月県議会定例会提出議案 (議案第 1 号～第 25 号) 4 ページから抜粋》

議案第6号

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

総務課

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 番号法で定める情報提供ネットワークシステムの所管大臣が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたため、条例第36条の規定について改正を行う。
- (2) 番号法第19条に第4号が新設されたことに伴い、号ずれが生じたため、条例で引用する条項の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第7号

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

危機管理課

1 改正の理由

令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正において、市町村が行う「避難の勧告」に係る文言が削除されたことに伴い、宮崎県防災対策推進条例においても所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

第31条、第32条、第36条第1項及び第40条第2項中の「勧告」又は「避難勧告」の文言を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

財産の処分について

財産総合管理課

1 処分の目的

県有財産(土地及び建物)を都農町の世代間交流等総合拠点施設の用地に供するものとして処分するものである。

2 所在地

児湯郡都農町大字川北字都農新町 元宮崎県立都農高等学校

3 財産の種類及び数量

- (1) 土地 (学校用地ほか) 47, 444.75平方メートル
- (2) 建物 (校舎ほか) 22棟
- (3) 工作物 (防球ネットほか) 一式

4 処分価格 65,965,000円

※財産に関する条例第4条の規定により、鑑定評価額93,840,000円から3割以内を減額した対価で譲渡

5 売渡先 都農町

位置図



○その他報告事項

令和2年度内部統制評価報告書について

人事課行政改革推進室

1 内部統制制度の概要

内部統制制度は、企業における内部統制の取組の進展などを受けて、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」により令和2年4月1日から新たに導入された制度で、県民に行政サービスを提供する事務を執行する際のリスク（適正な事務執行を阻害する要因）について、自らコントロールし、その取組を評価することで、適正な事務執行を確保するものである。

都道府県知事及び政令指定都市の市長には、内部統制に関する方針の策定と内部統制体制の整備が義務付けられ、方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して、議会に提出し、公表することとされている。

2 令和2年度内部統制評価報告書及び令和2年度内部統制評価報告書審査意見書

・・・別紙1、2のとおり

3 宮崎県の内部統制に関する方針（平成31年3月策定）

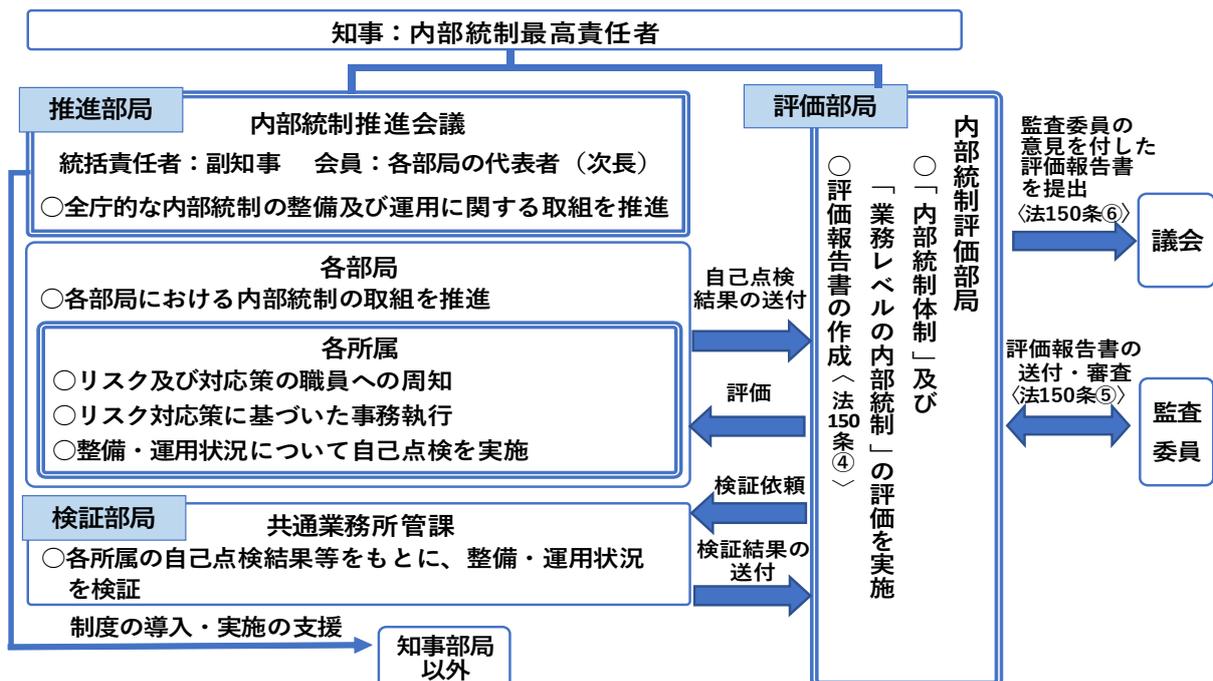
(1) 内部統制の対象事務（知事部局の全所属が対象）

- ① 財務に関する事務
- ② 適正な管理及び執行を確保する必要がある事務(文書・情報の管理に関する事務)

(2) 内部統制の目的及び取組の視点

- ① 効率的かつ効果的な事務の執行
- ② 法令等の遵守（コンプライアンス）
- ③ 情報の適切な取扱い
- ④ 資産の保全及び管理

(3) 内部統制の体制



4 対象とするリスク

対象事務	分類	主なリスク
財務に関する事務 リスク数 57項目	収入	・ 過大徴収／過少徴収 ・ 納入期限の誤り ・ 督促の未実施 等
	支出	・ 契約・交付決定額と相違する支払い ・ 契約・交付決定の相手方を誤った支払い 等
	契約	・ 発注価額の誤り ・ 随意契約要件の誤り ・ 予定価格等の漏えい 等
	物品・ 財産	・ 備品等の不適切な管理による亡失・横領の発生 ・ 普通財産（不動産等）の処分処理の漏れ 等
	その他	・ 公金等の紛失 等
文書の管理 ・ 情報の管理に関する 事務 リスク数 16項目	文書 取扱	・ 書類の紛失 ・ 保存文書の紛失、破棄 ・ 送付時の相手先、内容の誤り 等
	情報 取扱	・ 庁内の情報共有・連携不足による不適切な対応 ・ 個人情報等の漏えい 等
	情報 セキュリティ	・ コンピュータウイルス感染 ・ 不正アクセス ・ ソフトの不正使用・コピー 等

5 有効性の評価

内部統制の有効性の評価は、評価部局（人事課行政改革推進室）において重大な不備の有無により行い、重大な不備がある場合、内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断する。

重大な不備に該当するか否かは、量的重要性及び質的重要性の2つの視点から総合的に判断する。

量的重要性	質的重要性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や企業に大きな影響を与えるもの ・ 多額の金銭・物的損害を生じさせるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスの提供に重大な影響を与えるもの ・ 組織の社会的信用・名誉を失墜させるもの
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 具体的には、300万円超の損害を発生させるもの等 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 具体的には、県民への謝罪や議会への報告、再発防止策の説明が必要となるなどの社会的な影響が大きい不適正な事務や不祥事 </div>

6 内部統制評価結果

本県の内部統制はおおむね有効に運用されている。

(1) 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を行い、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

項目	有効性の評価
統制環境	人材育成基本方針や職員人事評価実施規程等、必要な制度が整備されており、適正に管理・運用されている。
リスクの評価と対応	全庁で網羅的にリスクの識別を行い、内部統制推進会議においてリスク対応策を決定し、職員への周知を行い、適切に取り組まれている。
統制活動	リスク対応策に基づいた事務執行を行い、自己点検を実施し、不備があった場合は是正を行っている。共通業務所管課において、検証を実施し、適正な事務執行に取り組まれている。
情報と伝達	個人情報等の管理に適切な措置を講ずるとともに、県民意識調査等により県民ニーズの把握を図っている。庁議等による情報共有により、適切な情報の伝達を行っている。
モニタリング	適正な決裁手続や合議を行っているほか、内部統制の手続についても適切に実施している。
ICTへの対応	宮崎県情報化推進計画や情報セキュリティ方針等、必要な制度が整備され、適正に管理・運用されるとともに、ICTの利活用の推進等を図っている。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

多くの所属において、内部統制制度に基づく取組の中で、対応策が適切に実施されていることを確認した結果、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断した。

しかしながら、申請書の紛失や個人情報の漏えい（メールの誤送信、ホームページの誤掲載）、備品等の不適切な管理などの特に注意すべき不備が発生した。既に各所属において再発防止策を講じているが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう取り組む必要がある。

7 監査委員による内部統制評価報告書の審査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づく監査委員による令和2年度内部統制評価報告書の審査結果については、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であるとされるとともに、今後、更なる内部統制の推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれるとの意見が付されている。

(1) リスクの選択について

不備の発生可能性のあるリスクについて網羅的に選択することが求められる。

(2) 自己点検について

各所属における自己点検の精度を高め、発生した不備を網羅的に把握するとともに適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」について

重大な不備との区別を明確にしておくことが求められる。

8 今後の対応

内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう推進を図るなど、制度に係る職員の意識醸成や理解を深める取組を進める。

令和 2 年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事の事務部局における内部統制の整備及び運用について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「国ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用しています。

内部統制を導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県民に信頼される行政運営の確立に取り組んでいます。

2 評価手続

知事部局において、国ガイドラインに基づき、「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和2年4月1日から令和3年3月31日

3 評価結果

内部統制体制及び業務レベルの内部統制の整備・運用状況について評価した結果、本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

(1) 内部統制体制について

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を行いました。

それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制について

個別事務について、下記の項目を対象として評価を行いました。

評価にあたり、まず、業務に係るリスクの洗い出し、分析・評価、対応策の整備状況について確認を行いました。

		全庁的リスク 全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの	個別リスク 特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの
財務に関するもの	57項目	48項目	9項目
文書の管理・情報の管理に関するもの	16項目	9項目	7項目
(合計)	73項目	57項目	16項目

次に、各所属における自己点検の結果、推進部局による検証、関連文書の閲覧等を実施することにより、評価部局において評価を実施しました。

多くの所属においては内部統制制度に基づく取組の中で、対応策が適切に実施されていることを確認しましたので、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、申請書の紛失や個人情報の漏えい（メールの誤送信、ホームページの誤掲載）、備品等の不適切な管理などの特に注意すべき不備が発生しました。このことについては、既に各所属において再発防止策を講じておりますが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう県庁全体として取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

申請書の紛失や個人情報の漏えい（メールの誤送信、ホームページの誤掲載）、備品等の不適切な管理など特に注意すべき不備については、各所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むとともに、対象部局や全庁的においても注意喚起を促す通知等が発出されるなど、関係各課において適切な対応が実施されていることを確認しました。

また、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組んでいます。

令和3年6月30日 宮崎県知事 河野 俊嗣



44100-1083
令和3年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 緒方 文彦
宮崎県監査委員 安樂 健一
宮崎県監査委員 二見 康之
宮崎県監査委員 満行 潤一

令和2年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和3年6月30日付け21230-1072で審査に付された令和2年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和2年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和2年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和2年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和2年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度導入初年度である令和2年度においては、自己点検により多くの不備が把握され、是正が図られるなど、積極的な取組が行われるとともに、その評価もおおむね適正に行われたものと考えられる。

今後、更なる内部統制の推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスクの選択について

リスクの選択が不十分であると考えられる所属が複数確認された。また、選択がなされていないリスクに関する事項について、定期監査で指摘等を受けた所属もあった。

各所属においては、所管業務に係るリスクの選択に漏れがないか再度確認を行った上で、不備の発生可能性のあるリスクについて網羅的に選択することが求められる。

(2) 自己点検について

各所属の自己点検で把握されていない不備が定期監査により多数確認された。

各所属における自己点検の精度を高め、発生した不備を網羅的に把握するとともに適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」について

内部統制の評価においては、重大な不備の判断が重要である。

評価の過程で把握された一部の不備について「特に注意すべき不備」との評価がなされているが、重大な不備との区別を明確にしておくことが求められる。

宮崎県東京ビルの再整備事業について

財産総合管理課

1 基本計画（令和3年3月策定）の概要

(1) 基本的な方針

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルについて、老朽化が進んでいること等から、建築可能容積を最大限に用いて再整備（建替）を行い、余剰容積に民間施設を導入することにより、県の財政負担の軽減と東京ビルの機能の維持・向上を図る。

(2) 事業手法

定期借地権方式（県施設所有）

【事業の流れ】

- ・ 対象敷地に一般定期借地権を設定し、事業者に貸し付ける。
- ・ 事業者が、既存ビルを解体し、県施設と民間施設とで構成する新ビルを建設。
- ・ 完成後、県施設部分を買取り、事業運営期間中、県施設部分は県が、民間施設部分は事業者が、維持管理・運営を行う。
- ・ 事業運営期間終了後は、事業者が建物を解体・撤去し、更地の状態で県に土地を返還する。

(3) 新ビルの内容

下記の県施設と事業者が提案する民間施設とで構成する官民合築ビル。

■ 県施設の主な内容

施設	概要
職員宿舎（3フロア使用）	1 DK30㎡程度×30戸 2 DK50㎡程度×10戸
学生寮（2フロア使用）	1 R（トイレ・シャワーブース付）男女各25室以上 共用施設：洗濯室・自炊室・寮監室
フロントオフィス（1階に配置）	15㎡程度×5室 共用施設：コピー室・給湯室
会議室（1階に配置）	100㎡程度×1室

2 事業者の公募について

(1) 募集・選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 募集要項等の重点事項

ア 魅力的な施設の提案を得るための工夫

(7) 県施設

要求水準書において、最低限満たすべき条件を示した上で、県民からのニーズが高い学生寮やフロンティアオフィスの機能の充実を図る観点から、耐久性、セキュリティ、利便性、将来の変化に対応できる柔軟性等の工夫につき、提案を求める。

(イ) 民間施設

立地環境や、県施設との合築となること、県の財産である土地に設置されることを踏まえた禁止用途の限定列挙など、必要最小限の制約を課した上で自由提案とする。

イ 県としての経費負担を抑えるための工夫

- ・ 事業者が事業運営期間にわたって県に支払う借地料について、県が事業者を支払う既存施設の解体費・新施設の購入費を上回る金額の提案を求める。
- ・ 事業運営期間について、50年以上70年以内で提案を求める。
- ・ 事業運営期間中の維持管理に係るコストを抑えるため、効率的で運用しやすい施設の具体的な工夫について、提案を求める。

ウ 将来にわたり県有資産として適切に管理するための工夫

- ・ 民間施設について、所有権が個人に分散するなど借地契約満了後の土地の返還に支障が生じる恐れがある提案は認めない。
- ・ 定期借地権の譲渡等については、一定の制限（事前の県の承認、5年間の譲渡禁止等）を設ける。

エ 県内企業等への経済波及効果を生むための工夫

県内企業の参加、県産材の使用など、本事業において県政発展に資する具体的な提案がなされている場合、審査において評価する。

3 今後の主なスケジュール

令和3年10月 公募開始

令和4年6月 優先交渉権者の決定及び公表

令和4年度中 事業契約の締結

令和5年度～ 解体・建設

※ 施工スケジュールは、提案によるが、令和8年度の供用開始を予定。

1 これまでの経緯

7月15日 防衛省から説明（周辺市町長及び議会並びに知事及び県議会）

7月26日～30日

新富町、西都市、県が質問書送付

8月 2日 要望活動等について新田原基地周辺協議会開催 ※県はオブザーバー

8月 5日 新田原基地周辺協議会が防衛大臣へ要望 ※県危機管理統括監同行

8月17日 九州防衛局長が周辺市町長及び議会へ説明（大臣発言を踏まえた対応案）

※同日、九州防衛局より県に結果報告等

2 新田原基地周辺協議会による防衛省要望（8月5日）概要

（1）要望者：小嶋新富町長、橋田西都市長

（2）防衛大臣発言

住民の皆様への安心安全に資するための住環境の確保、騒音対策をはじめとする基地周辺対策の要望を承った。新田原基地は、防空能力の強化を図る上で、非常に重要な施設であると考えており、皆様の御理解を得られるよう、今後も引き続き配備の必要性について、防衛局を通じて丁寧に説明していく。本日の要望については、しっかりと受け止め、少しでも、住民の不安解消や負担軽減に資するべく、適切に対応していきたい。

3 大臣発言を踏まえた九州防衛局説明（8月17日）概要

（1）安心・安全対策について

防衛省として、機体の安全性等について確認の上導入を決定。

運用は、徹底した教育訓練、整備・点検を実施し、安全性に十分留意する。

（2）騒音対策について

新たに、1個飛行隊が配備されることに伴い、基地全体の飛行回数が相当程度増加することを踏まえ、基地周辺の騒音の影響が特に大きい場所において、緊急・先行的な措置を検討する。

【防音工事に係る助成の有無（太枠が今回の提案）】

うるささ指数 (W値)	住宅建築時期		
	～H5. 7. 1	H5. 7. 2～H15. 8. 29	H15. 8. 30～
7.5以上	○	×	×
8.0以上	○	×⇒○	×
8.5以上	○	△(※)⇒○	×

※高齢者等の居住

(凡例) ○：助成対象、△：条件付で助成対象、×：助成対象外

(3) 地域振興について

地元的生活環境の向上に資するべく、各自治体の要望に適切に対応する。

(4) 情報提供について

今後も住民の理解が得られるよう引き続き丁寧な説明を行うとともに、更なる情報を得た場合には、関係自治体に対し、速やかな情報提供を行う。

4 今後の対応

県としては、地元住民の受け止め等を見極めながら、周辺市町と十分に連携し、①周辺市町の要望等に十分に配慮いただくこと、②県民の不安を解消できるよう、基地の将来像を明示することや具体的な安全確保対策を講じること、などについて、国に対し要望等を行う。